

社会福祉法人かつみ会  
指定認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）  
事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人かつみ会が開設するエンゼルデイサービスセンター山河（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するため、人員及び管理に関する事項を定め、事業所の従業員が、要介護状態（介護予防認知症対応型通所介護にあつては要支援状態）にある高齢者等（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業実施に当たっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業所の従業員は、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業者の名称、所在地、事業単位及び定員は、次のとおりとする。

一 名称	エンゼルデイサービスセンター山河
二 所在地	埼玉県深谷市山河310
三 事業単位	1単位
四 定員	12人

（事業所の職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 生活相談員 1名  
生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、

事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。

- 三 介護職員または看護職員 2 名以上  
看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック保健衛生上の指導や看護を行う。介護職員は、利用者の入浴、給食等の介護及び援助を行う。
- 四 機能訓練指導員 1 名  
機能訓練指導員は、機能の減退を防止するための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から日曜日までとする。(ただし、12月31日から1月2日まで、及び8月14日から8月15日までを除く。)
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30まで
- 三 サービス提供時間 午前9時30分から午後4時45分まで
- 四 連絡体制 電話等により、24時間常時連絡可能な体制をとる。
- 五 時間延長及び短縮 上記、サービス提供時間以外でのサービス提供及びサービス提供時間の延長及び短縮も実施いたします。ご希望される場合は、職員へ申出下さい。

(サービス提供の留意事項)

第 6 条 指定認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）の留意事項は次のとおりとする。

- 一 指定認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）の提供に当たっては、次条第 1 項に規定する認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上での必要な援助を行う。
- 二 指定認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）従業者は、指定認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 三 指定認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- 四 指定認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。

(認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）計画の作成)

第 7 条 管理者又は生活相談員は、利用者の心身の状況及び意向並びにその置かれて

いる環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）計画を作成するものとする。

- 2 管理者又は生活相談員は、前項の認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）計画を作成した時は、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明するものとする。
- 3 認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿って作成するものとする。
- 4 認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）従業者は、それぞれの利用者について、認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）計画に沿ったサービスの実施状況及び目標の達成状況を記録する。

指定認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）の内容及び利用料その他費用の額

第8条 認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）の内容は、次のとおりとし、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）が法定代理受領サービスであるときは、基準上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

- (1) 食事の提供
  - (2) 入浴（一般浴・機械浴）
  - (3) 日常生活動作の機能訓練
  - (4) 健康状態チェック
  - (5) 送迎
- 2 その他の実費として、次の各号に挙げる費用の支払いを受けることができるものとする。
- 一 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要する費用
    - ア 通常の事業の実施地域を越えてから利用者宅までの片道10キロ未満  
620円
    - イ 通常の事業の実施地域を越えてから利用者宅までの片道10キロ以上  
620円に10キロを越す距離1キロあたり62円を加算した額
  - 二 食費 昼食 650円 夕食 550円
  - 三 おむつ代 実費
  - 四 その他日常生活上の便宜に係る費用 実費
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとす

る。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、深谷市、熊谷市、寄居町、とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 サービスの利用にあたって、主治の医師からの指示事項等がある場合には申し出ること。

- 2 利用にあたって、体調不良等によって通所介護に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。
- 3 利用にあたって、次の事項を遵守せず、通所介護に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。
  - 一 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
  - 二 火気の取り扱いに注意すること。
  - 三 けんか、口論、泥酔、中傷、その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。
  - 四 その他管理上必要な指示に従うこと。

(緊急時等における対応方法)

第11条 認知症対応型指定通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）の提供に当たるとは、サービス提供時に利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うと共に、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第13条 指定認知症対応型指定通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

- 2 提供した指定認知症対応型指定通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した指定認知症対応型指定通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民

健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

- 4 提供した指定認知症対応型指定通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

（事故発生時の対応）

第14条 利用者に対する指定認知症対応型指定通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（虐待防止に関する事項）

第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
  - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（個人情報の保護）

第16条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第17条 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内

二 継続研修 年1回以上

- 2 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であったものに、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
  
- 4 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人かつみ会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成24年 4月1日から施行する。  
この規程は 平成25年 3月1日から施行する  
この規程は、平成25年 4月1日から施行する  
この規程は、平成25年 8月1日から施行する  
この規程は、平成26年 5月1日から施行する  
この規程は、平成27年 8月1日から施行する  
この規程は、平成30年 10月1日から施行する  
この規程は、令和 5年 7月1日から施行する  
この規程は、令和 7年 4月1日から施行する